行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	幼稚園施設の目的外使用料の減免及び還付の決定
根拠例規及び条項		多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第 37 号)第 9 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書
所管部課名		福祉部 子ども支援課
審査基準	関係法令等及 び条項	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 62年教育委員会規則第9号)第22条、第23条
	基準	(減免) 多治見市教育機関等の使用料減免取扱規則第 4 条に掲げる もの (還付) ・使用者の責めに帰さない理由により使用することができない とき ・使用の日の前日までに使用の許可申請の取消し又は変更を申 し出たとき
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日程度(注:休日は含まない。)
	内 訳	協議機関 3日(機関名 各幼稚園) 処分機関 4日
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
備	考	'